

公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録 第四号

昭和三十三年三月七日(水曜日)

午後二時九分開議

出席委員

委員長 加藤常太郎君

理事青木 正君 理事篠田 弘作君

理事高橋 英吉君 理事竹山祐太郎君

理事丹羽喬四郎君 理事島上善五郎君

理事畑 和君

荒松清十郎君 飯谷 忠男君

蔵内 修治君 薩摩 雄次君

田中 榮一君 中垣 國男君

林 博君 福永 一臣君

太田 一夫君 坪野 米男君

堀 昌雄君 山中日露史君

山花 秀雄君 井堀 繁男君

出席國務大臣

内閣總理大臣 池田 勇人君

自治 大臣 安井 謙君

出席政府委員

法制局長官 林 修三君

自治政務次官 大上 司君

自治事務官 松村 清之君

(選挙局長)

本日の会議に付した案件

公職選挙法等の一部を改正する法律

案(内閣提出第一〇八号)

国会議員の選挙等の執行経費の基準

に関する法律の一部を改正する法律

案(内閣提出第一〇九号)

加藤委員長

これより会議を開きます。

公職選挙法等の一部を改正する法律

案及び国会議員の選挙等の執行経費の

基準に関する法律の一部を改正する法

律案の両案を一括議題とし、審査に入ります。

先ほどの理事会の協議により、内閣總理大臣に対する質疑は全部で三時間以内とし、その質疑時間の割当は、自由民主党一時間二十分、日本社会党一時間二十分、民主社会党二十分となっておりますので、御了承願います。

これより池田内閣總理大臣に対する質疑に入ります。高橋英吉君。

○高橋(英)委員 池田總理大臣は時間の制約があるようでございますから、安井大臣に對しましてはまた別の機会にお尋ねすることにしたしまして、今日は總理大臣だけに一つ質問させていただきます。与党質問ですから、勢い八百長のごとく見られますけれども、こういふふうな超党派的な、民主主義の基本に関するような重要法案ですから、真勝負のつもりでやりますから、一つ總理もそのつもりで御答弁願いたいと思っておりますが、だんだん頭が悪くなってきたので、最初に非常に幼稚な質問から始めさせていただきます。

第一に、選挙制度審議会の性格、権限と国会の審議権との関連について、お伺いしたいと思っております。いわゆる学識経験の豊かな審議会の方々が長い期間にわたって、最高の熱意のもとに最善の努力をしていただいた結果として、あのようになりつばな内容だと称せられる答申がで上がったことに対しては、われわれ衷心より敬意を表するものでありますとともに、進んでこれを尊重するにやぶさかなものではございません。しかし、それだからといって、政府はそれをそのまま政府案として国会に提出し、国会はまたそのまゝそれを全部うのみにして、何らの検討も加えず、審議もせず、また何らの修正もせず、手直しもせずしてこれを通過させなければならぬ義務があるものでありましょか。すなわち法律上の義務にいたしましたも、道徳上の義務にいたしましたも、そういうものがあつたのでありましょか。私はないと信ずるのでもございますが、どうでございますか。御承知、うのみでございます。大へん違ふと思つてございまして、どうお考えでございすか。この点からまずお伺いしたいと思います。

○池田國務大臣 選挙制度審議会の委員の各位が長い間、しかも非常に熱心に御審議いただきましてつばな御答申をいただいたことは、高橋委員のおっしゃる通り、われわれは感銘するところでありまして、御質問の、審議会設置法の第三条にありますが、答申を尊重するといふことは、あくまで尊重でございまして、これをうのみにしろといふことではないと私は考えます。それで私は、できるだけ答申案の線に沿いまして、その趣旨を生かしながら立案いたし、御審議願ふことにいたしておるのであります。

度審議会の答申が発表されますや、一部の言論機関や、いわゆる有識者と称せられる人たちの間に、あたかもこれがバイブルのごとく、聖典のごとく、またかつての教育勅諭のごとく絶対善のものであり、これをそのままうのみにしないものはことごとくが背教者であり、悪徳政治家であるかのごとく論難し、国の最高機関たる国会の審議権に對し重大なる圧力を加えているのではないかと疑ひすら生ぜしめているのでございまして、これは結局、選挙制度審議会が国会以上の特別の存在であり、国会の審議権すら拘束し、国会はただ命これ従ふべきだといふ考え方が基本的にあるのではないかと、これは何か政府にそつちう間違つた考え方を持たすやうな言動があつたのではないかと。すなわち、審議会の決定は国会並びに政府を無制限に、絶対的に拘束するものであるといふ、そういう錯覚を起させるやうな言動が政府にあつたのではないかと思ひますが、その点どうでしよ。

○池田國務大臣 あの答申案そのものが非常に正しいところがあるとお考えのものと、答申案より違つた場合に、これを是正しよ、あるいはまた答申が正しいところがあるからこの通りにやつてほしいといふお気持ちから、いろいろ批判が出ておると思つてございまして。委員の各位は、これを全部このまゝうのみにしろといふお気持ちでもないかと私は考えておるのであります。またわれわれの立場といたしましては、ただ命これ従ふといふふうなことは申し

ておりません。あくまで誠意を持って慎重に考え、そして答申の趣旨をできるだけ生かしていこう、これが私は尊重するといふ意味と考えておるのであります。

○高橋(英)委員 それで、政府の方で間違ひがあつたのではないといふことはよくわかりました。さらに伺ひたいのは、政府が現在の審議会内の一部の行き方や空気に對しては、どういふふうにお考えになつておるかといふことでございまして。すなわち審議会委員の一部の人の中には、政府並びに自民党が、その答申をうのみにしないといふことを不満として委員を辞任するとか今後の審議を打ち切るという、そういう言動に出ていると承るのでございまして、それに対し總理はどういふお考えを持っておられるか。これを公正妥当とお考えになつておるか、それとも多少行き過ぎだとお考えになつておるか、それともまた極端過激な考えか、やり方とお考えになつておるか、これをお伺いしたいと思つておりますが、大体自己の意見のみが絶対善であり、これに反するものが絶対悪であるという考え方、自分の意見のみが絶対善であつて、これに反するものは絶対悪であるという考え方、自己の思い通りにならなければ直ちに極端なる直接的行動に出るといふようなやり方は、いつてみますれば独裁的ファシズムに通ずるものであり、非民主的思想の現われであり、特権意識の現われであるとお考えにならないでございませうか。審議会の人たち

はもちろん優秀な人たちがかりであり、特に選ばれた人として、日本人の間にいても特別な座を持つておる人たちは多いにあらう。申し上げてもなく神様ではないのであります。必ずしもその結論が完備無欠、絶対善とは断言できません。また、もちろんわれわれ国会議員も神様ではないから、間違ひも多いでしょう。しかし数方ないし数十万の選挙民に選出されてきておりますわれわれにも、数の多いせいもありますが、百花繚乱、相当以上の知性と良識、その上豊かな情操すらも兼ね備えておるつもりでありまして、そればかりばかりありません。その神様ではない審議会の委員の人たちが出した結論に対して、国会議員が憲法上最も尊厳なる審議権を行使しようとするのに対し、これを否定し、率制するがごときやういふ行動は、最もはなはだしき非民主的な行動とお考えにはならないでございましょうか。さらに委員辞任、審議打ち切りのごとき極端なる言動は、いわゆる世論なる仮面をかき、一種の重圧を感じしめ、その良心に従つて最善を尽くすことができないやうな結果を招来するおそれがあると称する者があるのではありません。そういうことを言う人があるのではありませんが、そういう点はどうかでしよう。世の識者の中にも、あまりに高圧的な、高飛車の言動、押しつけがましい一部の言動に対して、非常な義憤を感じておる者があるようにございしますが、総理はそういう点について、どうお考えでございましょうか。

○池田国務大臣 選挙制度審議会の委員をお引き受け下さいました方々は、お話の通り、まことにりっぱな方々のみでございまして。いろいろお考えの点もございまして、私は、意に満ちたないところがありまして、重要な仕事でございまして、今後とも引き続き御審議願いたいという念願を持っておるものであります。辞表を出されたという事は聞いておりますが、そのお気持等はつぶさに私聞いておりますので、今それいふものに対してしましての批判は差し控えたい。ただいわずにこの重大な仕事を、全員こぞ一つ一つ審議を続けていたきたいという念願であるのであります。

○高橋英委員 非常に御利口な総理の答弁で、私も感心したわけですが、同じやうなことをいま一つお聞きしたい。

私は、政府が選挙制度審議会に期待されたもの、望まれたものは、すべて建設的なものであつて破壊的なものではない、改善、改良的なものであつて革命的なものではなく、言つてみれば榮養的なもので、良薬であつて、劇薬的なものではなかつたと信じて、その点でございましょうか。もし答申の中に、角をためて牛を殺すごとき劇薬的、革命的なものがあつたとしても、憲法違反的なものがあつたとしても、必ずしも全面的に尊重すべきものではなく、相当手直しすべきものと信じますが、政府は、答申中さうなものがあるかと思ひになりまするかど

の選挙制度におきましては相当の薬を盛つて直さなければならぬ。健康を増進するために、榮養保持という意味でなしに、りっぱなからだにするために相当の薬を盛らなければならぬということは私も考えておるのであります。私はその意味におきまして、今回の答申は、わが国の選挙制度を従来よりもよりよくする非常な前進と考えまして、答申の大部分を尊重し、そうして施行することにしたのであります。ただ一、二、立法技術上むずかしい点がございますので、他の法令その他との関係を考えてございまして、答申案を一部変更した点がございますが、大體の趣旨におきましては、答申案はりっぱなものと考へております。

○高橋英委員 私のたとえの引き方が悪かつたので、榮養的なものかといふなまぬるい表現でしたが、しかし総理の答弁から、必ずしも劇薬的なもの、革命的なもの、破壊的なものを望んだものではないといふこと、しかも大部分は非常に良薬的なものであつて御採用になつたといふこと。一部は、あるところは私が申し上げるやうな劇薬的なものがあつたかもしれないといふので、御採用にならなかつたのじゃないかと推察されるやうな御答弁と了承いたしました。次の質問に移りたいと思ひます。

次に、連座制についてお伺いしたいのですが、意思なきところ責任なしといふのが近代社会の鉄則だと信じます。ところが、連座制はこの鉄則に反しておるのであります。意思のないところに責任を持たせる。すなわち自己の意思によらず、自己の行動に基づかず、自己の責任にあらずして議員失格

という死刑の宣告を受けるのでありますから、言うまでもなく非常な鉄則違反であるのでございまして。鉄則違反の法規を作るのは例外中の例外でなければならぬと信じています。総理の御見解はどうでございましょう。民事の問題でも、無過失責任とかさういふふうなものは非常に慎重で、特別の場合の例外中の例外でなければ規定されておられません。いわんや刑事犯のものと、こゝろいふやうな重大な連座制のごとき鉄則違反をするといふやうなことは、よほどでなければならぬと存じます。一体日本のほかに、連座制をとつていふやうなところ、すなわち意思のないところに責任を背せる、さういふやうな特別な規定を持つておる国がほかにありますでしょうか。この点をお伺いしたいと思ひます。

○池田国務大臣 刑罰は、やはり意思があり違法であるといふことが原則でございまして。罪を犯す意のない者を罰するといふことは、例外中の例外と心得ております。それだけこの選挙といふものが重大な問題であるので、例外の例外として従来も置いておることは御承知の通りでございまして。で、この連座制の制度は、さういふ意味におきまして、私の知るところでは、私は選挙法は勉強が足りないののでございしますが、イギリスにおいて連座制の規定があるやに聞いております。これは事務局の方からお答えいたしますことにいたします。

○高橋英委員 詳しいことは、いすれ大臣や局長からお聞きしたいと思ひますが、大體私が説明いたしますと、イギリスだけが連座制をやつておつて、イギリスの連座制は総括主宰者、出納責任者だけ、すなわち日本の現行法と同様でございしますが、しかしイギリスはさらにこの効果を拡大して効果あらしむべく、その失格した議員が次の選挙に立候補することを禁止しておるといふやうな制度になつております。さうしてまた一方、買収なんかという悪質な選挙違反の關係の票の取り扱いに對しましては、減票制といふ非常にもしろい制度をとつておるのでございしますが、たとえば連座制といふことになりましたと、イギリスの連座制は非常に実効あるおもしろいものだと思います。すなわち英連座制の幅は非常に狭い、しかし奥行きは深い。今のやうに連座の対象は二人ではあります。が、連座の結果は次の選挙における立候補にまで及ぼしておるのでございまして、連座で失格した者は次の総選挙に立候補できないといふ制度であります。日本のやうな、非常に慎重な裁判が行なわれるところ、非常に裁罰が厳しきやうな裁判の国では、いろいろこれは評論家その他から批判されておりますやうに、實際失格の判決があつたときには、すでに次の選挙によつて当選しておるか落選しておるか、次の選挙が行なわれておる。日本のやうな場合でも、この英連座制で失格するやうな人は次の総選挙に立候補ができない、さういふ方式をとつた方がよいのではないかと。日本の現在のやうな、憲法違反とかいろいろの弊害が伴うところの幅を広げ過ぎるやうな連座制でいくよりも、より効果的にするために、次の立候補禁止、さういふやうな制度をとるのがよいのではないかと。この点につ

いての総理のお考えをお聞きしたいと思ひます。

○池田国務大臣 非常に選挙法の専門的な御質問で、お答えが私は不十分であることをおそれるのであります。が、この連座制にかかった人が次の選挙に出られない、いわゆる国民の非常な権利である被選挙権を剥奪するといふことにつきましては、いろいろ議論のあるところだと思ひます。私は審議会の内部のことを十分存じておりますが、やはりこういう点も御議論になつたのではないかとと思ひます。しかし答申にはそれが載つておりません。それからまた選挙違反のあつた場合の減票制度、この減票の票の計算がなかなかむずかしいのじゃないか、どの程度の違反があつたらどういふふうに減票する、その減票の仕方がなかなかやつかいがあると思ひます。従ひまして、お話の通りに裁判がおくれるといふことは非常によくないこととてございす。やはり裁判をこういふものにつぎましては極力急いでやるといふ方法によりまして、黒白を早くつけるという方法に出ることが適当だと考へております。

○高橋(英)委員 総理の御答弁はよく了解いたしました。総理の答弁では、裁判の問題もありましたので、私も一言申し上げたいのですが、過去に選挙違反があつて、総括主宰者とか候補者の秘書が逃亡数年間というふうな、そういう長い期間に及んで、それが出てこなかつたからというふうな問題を連座制とくつつけるような評論家があるものであつて、これは時効の問題、裁判の問題で、連座制とは一つも関係ないわけなんです。それをこつ

ちやにしたような評論が一流の評論家の氏名で出てゐる、われわれくうとから見ますと、ちよいちよい失笑を禁じ得ない場合があるのであります。が、そういう点をこつちやにしないように、総理初めそれぞれの関係者においてお考え願ひたいと思ひます。ただいまの英連の減票制の問題は、事実上なかなかむずかしいといふふうなお話で、はつきりした結論の御答弁がなかつたやうでございす。これはむろん多忙なる総理に、こういう技術的なことを研究していただくといふと思ひておりません。一つの問題として、これはぜひ研究していただきたいと思ひます。で、私は、この英連式の減票制度こそ最も合理的な選挙違反に対する処理方法ではないか、かやうに思つております。日本のやうに、何でもかんでも連座制に持つていつて議員の失格ばかりをねらおうとするのは、基本的に考へ方が間違つてゐると思ひます。審議会の答申によれば、親子、夫婦、兄弟、姉妹が五票、十票でも選挙違反をやつた場合でも失格することになつておるの

であります。これがはたして国会議員に対する適正な処置と考へられるでございす。申すまでもなく、国会は国の最高機関であり、国会議員はそのメンバーであり、国家にとつて最も重要な役割を持つておるものであります。従つて、その地位の変動に対する規定は最も慎重でなければなりません。国会議員に対する種々の身分保障規定のごときも、殊にこれを物語つておるものと私は信じております。もし国会議員が大根でも切られるようにすりすりわすかのかのこ

とで首を切られるようなことは、不合理千万だと思へるにあらうでございす。ことに五票、十票のために議員が失格した場合、その議員の背後にある数万、数十万の選挙民の意思は、それほど値打のないものといふことができません。われわれはまた、いかに簡単にその地位を奪われ

るほど議員の地位は安っぽいものではなく、またその背後の数万、数十万のけがれざる選挙民の威たる存在を思ふとき、国会議員個人は、軽しいといへども、選挙民は重しとする感を深くするとともに英連の減票制度こそ最も合理的になつておると思ひますが、この点につきましては、いささしく深くお考への上の御答弁が願ひなさいでございす。

○池田国務大臣 先進国、しかも選挙につきましては非常にきつぱな制度と考へられております。イギリスにおきまして、減票制度あるいは被選挙権の剥奪等が行なわれておりますので、われわれこの点につきまして今後十分検討をしていきたいと思います。ただ連座制の設けられるゆゑんのものは、選挙をあくまできつぱりにしていかうというので、総括主宰者あるいは出納責任者等の非行によりまして連座の規定を設けたのも、ほんとうにこれは公明にしようといふ一念から、私は例外的例外として設けられたものと思へております。しこつして今回、その二つの出納責任者等の範囲を広くすると同時に、弊害があると思へます。親族等について連座制の規定が設けられる答申が出たのでございす。しかしこれも例外的例外といたしまして、また他の法律との妥協点等も考へまして、例

外的例外として適当な改正をする必要があると思へますのであります。

○高橋(英)委員 一応了承いたしました。次の質問に移ります。具体的内容で総理に聞くのはどうかと思ひますが、小さな問題のよう大きな問題ですから、これもお答え願ひたいと思ひます。

今度の政府の提案のうちに、家族を連座の対象としておりますが、家族を連座の対象としたのは、個人尊重、自主独立の民主主義といふふうな建前のもとに、戦後、家族制度が御承知のやうに廃止になつておりますが、この思想と矛盾する時代逆行的なものであるといふふうな説、さらにまた罪九族に及ぶといふやうな時代錯誤的思想がそこに含まれておるのではないかと考へております。この点に対する総理のお考へ方をお知らせ願ひたいと思ひます。

○池田国務大臣 法制上また一般道念上いろいろ議論のあるところとてございす。私はその議論をしんしゃくいたしまして今のようになつたのであります。総括主宰者あるいは出納責任者等と候補者の関係もさることとてございす。一般世論と申しますか、一部の世論もわかちません。一つの考へ方として、家族といふものは候補者に対して特別の関係があるからといふふうな道念上から考へておると思ひます。しかしその通念につきましても、選挙の重大性から考へまして、やはりそれが合法であらう、合理的であるといふふうにしなればならぬと私は考へたのであります。

○高橋(英)委員 これは非常にむずかしい問題があるのであります。われわれはこつちやいふばかげたことは絶対規定すべきではないと思ひますけれども、しかしいふゆる世論なるものがあるといふことを言つておられます。答申案にもあつたやうなものがあつたので、私も一応そういうふうな説に

も耳を傾けようといふ気持ちでありますが、しかし、こつちやいふやうな説に、日本の現在の刑法の規定だけを見ましても、いろいろな免責規定があります。責任を免ずるところの規定があります。窃盗の場合、お互いの親子、兄弟が盗み合つた場合、親族相盗、家族相盗の場合、相盗の場合におきましては、私が申し上げるまでもなく、これは罪にならないといふことになつております。また偽証罪をやりました場合でも罪にならない。それから犯人を隠した場合でも犯人蔵匿にならぬ。ちよつと考へまして、親族であるがゆゑに、家族であるがゆゑに、非常にいろいろの責任を免除するところの規定があるのでございす。それは、家族制度は廃止されても、親子とか夫婦とか兄弟とかいふ血や愛情で結合された特殊な関係においては、お互いに助け合つたり、かばい合つたり、犠牲になり合ふといふのは人類自然の形として、特別な情状酌量的な法律ができておるのであります。この連座制度といふものはこれと全然逆の行方であつて、自然の人情に反すると言はれております。この点について総理はどう考へたのでありますか。

○池田国務大臣 親族の関係にある場合の刑の執行につきまして、また量刑

につきまして、いろいろお話のように、重い場合も軽い場合もあると思いますが、これは人情というものと、そしてまた選挙制度を公明にりっぱにしていこうという、こういう二つのあれがあるでございます。そして、えてして親戚の者が選挙について違法な行為に出やすい、こういうことも頭に入れた場合におきまして、やはり人情論ばかりではないか。その人情論が違法な行為を起こす場合が多いというふうに見た場合におきましては、ある程度意を通じて、そうして違法な行為をしたとき、しかもそれが悪質であった場合におきましては、こういう公明という絶対命令のために、例外の例外を置くことも、これはやむを得ないのじゃないか、そのことがいいという問題でなしに、公明選挙という大きい旗じるしのもとに、例外の例外もあるいは認めるべきではないか、私はこう考えておるのであります。

○高橋(英)委員　これは非常な問題だ
と思います。公明選挙と今の人情問題
との調和をどこに求めるかという問題
はあります。しかしほかの刑事問
題でも、親が犯罪を犯したために子供
がそれをかくまう、それからうそをつ
いて証言をするというふうなことで、こ
れは許されていることなのです。それ
と同様に、親のため、夫のため、子
のため、妻のために、死ぬほどの思いで
選挙違反をやつてまで当選したいとい
うのは、家族、親族の人情の常でござ
いますので、一般刑事的な議論から
申しますならば、情状酌量されるべ
きはずであると思うのであります。
従つて、いつのころから始まりました
か、夫の選挙に妻が検挙される、収監

されるといふふりなことが、戦前でもありましたし、戦後ことにそれがひどくなつておるようでございます。これは、ほんとうに情けを知らざる、鬼検事、鬼検事のやり方だといふふりな批判があり、人権じゅうりんのなものだ、そういうふうな議論も、法務委員会や人権擁護団体にすら起こつたことでもあります。妻が夫のため、夫が妻のために、親が子のために選挙違反をやるといふのは当然だといふ日本人の思想、これをあくまでも追及し、妻にまで及ぼし、子にまで、親にまで及ぼす

というのは、これは人権じゅうりんだ、あまりにも情けを知らざるものだからというふうに、従来刑事問題で検挙してすれども問題になっておったのでございしますが、さらに今度は連座規定まで設けて、親族、家族のものの選挙違反が、その主人の失格にまで影響を及ぼすといふふうになったというのは、これは先ほど総理もおっしゃいましたように、私が知る限りにおいて、たつた一つの英国の連座制度にすぎないものの、世界各国にはないもの、日本人みだいな人情のない民族はないものではないかと思はれるような規定ではないかかと、私どもはほんとうに恥ずかしい思いをするのでございますけれども、しかしこれも公明選挙のためなら、いさぎよく後退せざるを得ない場合もありますが、いずれにしましても、こういう規定は、こういうふうな悲劇も起こることはないかということをお尋ねしたいのです。すなわち、親族や家族の間の相親摩擦といいますが、非常に深刻な悲劇、一生涯しこりを残すところの悲劇、そういうものが起こりやしないか。すなわち、家族の一人の

白自といひまするが、選挙違反を認め
 るような供述さえなかつたならば、そ
 の当選者が失格しなかつたであらうと
 いうふうなことになる。また、その
 白自、自供がやむを得ざる場合であ
 つたといひましたが、なぜ死んで
 も口を割らずに済まされたのか、
 というようなことになつたりしまし
 て——これは人間の常です。生涯の家
 族悲劇、家庭悲劇といひますが、親
 族悲劇、そういうものが起こるおそ
 れがあると思ひます。この点について
 どうお考えですか。

○池田田國務大臣 先ほどお答え申し上げましたように、公明選挙をぜひ実現したい、その間におきまして、違反の起こりやすいような事例を取り上げて、連座の制度を拡大したのでございます。従いまして、われわれは、選挙にあたっては、こういうことにかからないように心がけていく、これがやはり親子兄弟の人情のいいところだと考えておるのであります。従いまして、そういう悲劇の起こらないように、候補者とその親族は自粛自戒していきなすものだと念願しております。

○高橋(英)委員 なるほど総理のお説教は、私どももそういうつもりでございますが、しかし現実にはもっと深刻な悲劇が起こるおそれが十分あります。私どもも四十年弁護士業に従事しておりますから、よくわかりますが、これはほんとうにその立場に立つた家族が、言うべきかわざるべきか、ハムレットじゃありませんが、進退兩難に陥って自殺すらもするような、そういう悲劇がかなり起こると思います。そういうおそれはないとお思いでございますか。それは民族の一つの思想と

だと思っています。

○池田国務大臣 私はお話の点はよくわかります。よくわかりますが、先ほど答えたように、そういう身近なものから一つ自衛しているこう、私は高橋さんのお気持わかりますから、多分小委員会ではこの親族の連座規定はなかったと思います。しかし総会においてこれが出て参りました。私はあなたのよいなお気持もわかりますが、この答申を尊重する意味におきまして、た

まお答えしたような意味で、今度これを自粛していこうという考えで、答申尊重の意味からこの規定をあえて置いたわけでございます。今後立候補者並びにその親族は、一般人よりも特にこの点をお考えいただいて、そうして公明選挙を祈念するために、こういう例外的の規定を置いたというのを常に反省していかなければならぬことだと考えております。

○高橋(英)委員　もう一、二あります。最後に、小さな問題で重大な問題をお聞きしたいと思えます。

この親族の連座規定の場合に、政府提案によりますと、禁固以上の刑を言い渡されても、執行猶予の恩典がついた場合においては連座規定は適用にならない、すなわち当選者は失格しないというふうなことになるのでございしますが、これはあまりに裁判官に對する責任を過重ならしめるのではないか、もしくは裁判官の権力があまりに強くなり過ぎるのではないかというふうな感じがするのであります。すなわち裁判官の判決一つで政治家の運命というものの、当選者の死活というもの

がきまるのでございますが、いろんな意味において危険なことがないであらうか、こういふ感じを持つものでございいます。むろん当選訴訟とか、そいう選挙そのものといひますか、当選の効力に対する裁判、そういふものは裁判官が判決するのでございますから、それに対して裁判官がどういふ判決をしましやうとも、良識に従つた、良心に従つた判決をいたしましやうとも、それは問題でないのでございますが、ここで裁判官が判決するところの事案は一つの刑事事件です。選挙違反とい

う一つの刑事事件にすぎないのでございます。一つの刑事事件であつて、これはほんとうに純粋公正な刑事政策的な立場から、刑事罰としての純粋な立場から判事は判決しなければならぬのであります。ところがその判決一つで代議士が失格する、参議院議員が失格するかどうかというふうなことになるわけなんです。この場合に、純粋な刑事裁判なるものが、刑事判決なるものがゆがめられるおそれはないであらうか。同情の余り、当然禁固刑に、実刑に処せなければならぬものを執行猶予をつけたり、逆に、その政治家を政治界から放逐したらいいというふうな主観的にその判事が考えた場合においても、執行猶予をつけるべきものでも執行猶予をつけずに実刑の言い渡しをする、そういうふうな場合がありはしないか。すなわち純粋の刑事事件が政治的その他の雑音にゆがめられて、刑事事件としての本来の使命を果たすことができないというふうなおそれがあるのではないか、いろんな危険があるのではないかどうか、この点についてお伺いしたいと思ひます。

○池田田務大臣 先ほどの御答弁のところで小委員会の報告というものは間違っています、親子、夫婦になつております。その分の答申では、今度は兄弟も入れたわけでありまして、答弁が間違つておりますから訂正いたします。

それから今の連座の場合におきまして、禁固以上の刑、それから執行猶予があつた場合を除く、これによりまして裁判官が刑事罰としての判断を、他の連座があるから間違ひはしないか、あるいは軽くなつたり、あるいは重くなつたり、こういう御心配のようでございますが、私は裁判官の地位から申しまして、そういうことはあり得ないものだと思つておるのであります。そしてまたこれは即座に失格するのでございませぬ。検察側の方が起訴することとに相なつておりますし、その場合にまた裁判官が決定することに相なるのでありますので、前もつて非常に重大な権限を与える、それによつて判決、刑罰の量定に差があるということは、私は考えられないと思つております。

○高橋(英)委員 総理はお人がいらいしいですから、そういうふうにお考えでございませうが、われわれ多年の経験を持つ者から申しますと、非常に危険なんです。昨日も大阪である裁判長に会いましたところが、もうとてもこういふふうな悪条件のもとでは、誤判もまたいたし方がないということをばつきり言つておりました。そういうふうな工合に、判事も神様ではございませんで、なかなか一人の人にこういふ強大な権力を持たず、過重な責任を負わすということはどうであらうかと思ひますけれども、公明選挙と親族とか何とかの人情の調和点をこら

あたりで求めなければならぬということになりますれば、私はまた総理の御命令に従ふこともやぶさかでないと思ひますが、その点は十分研究させてもらひたいと思ひます。

さらにお尋ねしたいのは、答申の原案の自動失格規定、連座制の対象になるような人々が刑事判決があつた場合、選挙違反の判決があつた場合には、直ちに自動的に当選者が失格するといふふうな規定ですね。これは先ほど申し上げました意思のないところに責任がないといふものの鉄則にほんとうに反するものであり、特に憲法違反ではないかといふ疑ひすら持つておるのでございしますが、この憲法違反といふふうな問題、自動失格規定について、これはどうせ社会党の島上君あたりから修正案として出されるのでございしますが、そのときに私も完膚なくまで粉砕する議論をいたそうと思ひますけれども、一応総理の御見解をただしておきたいと思ひます。

○池田田務大臣 この連座制につきまして、連座の判決がありましては直ちに失格するといふことは、私はいかにもひどいと思ひますが、その場合におきまして、やはり小委員会でありましたこと、検事の告訴を待つて、これをもう一つ審議するといふことが、慎重なあれでいいのではないかと考えたのであります。これが憲法違反かどうか、法律上の構成につきましては法制局長官から答えることにいたしたいと思ひます。

○高橋(英)委員 最後の質問に移りますが、時間がまだあるようでございしますが、お疲れのようですから、なるべく社会党さんにも遠慮してもらふことにして、私からまずその範を示したいと思ひます。

大体公明選挙、選挙公正といふふうな根本問題を解決するために、各関係者にいろいろ苦勞をいただいたております。しかし今まで論じました、そうしてできましたところの答申その他の成案、これは結局私から見ますと、枝葉末節の問題であつて、根本的にはもつと違ふものがあるのではないかと、かように考えます。すなわち、私の考えをいたしましては、選挙区制度の問題が、根本的に今の選挙公正の問題、公明選挙の問題にもつながるのではないかと。すなわち小選挙区制を採用いたしまして、同土相はむといふ激烈残酷な選挙を避けまして、政策、政党で争うといふ、堂々と政策、政党で争うところの小選挙区にすることによつて、この選挙界多年の弊風は一掃されるといふふうに信じてますが、総理はどういふふうにお考えでございしますか、小選挙区制に対するお考え方もあわせて明確にしたいだと思ひます。

○池田田務大臣 選挙制度審議会を設けましたものは、選挙の公明を期する上において、一般選挙公明運動を極力展開すると同時に、今の選挙制度におきましてなお改善を要すべきものがあると考えて、諮問し、答申を得たのであります。これによりまして、選挙の公明化に對しましては相違なく進んで、数歩前進したと私は考えておるのであります。しこうしてこの選挙の公明化の一つのあれとして、選挙区制の問題があることも承知いたしております。しかしこれは重大な問題でございまして、しかも、この問題につきまして審議会でも論議されております。またこの制度につきましては、国会の附帯決議に、慎重に一つ考へろといふ附帯決議もついておりますので、私は、今の立場をいたしまして、小選挙区制あるいは比例代表制等々の問題につきましては、意見の開陳を差し控へさせていただきたいと思ひます。

○高橋(英)委員 大體了承しました。いろいろまだ質問したいことがありますが、今申し上げましたように、私は遠慮の模範を示したわけでありまして。

○島上委員 次は島上善五郎君。

○島上委員 私は、ただいま議題となつております選挙法改正に關連して、総理に若干の質問をいたしたいと思ひます。

そこでまず私、前もつて総理にお願ひしておきたいことは、この問題に關しては、国民がきわめて重大な関心を持つております。野党の私に答えるといふよりは、国民に答えるといふ気持ちで、誠意を持つて具体的に失礼な言ひ分かもしませんが、おざなりの答弁では私も承知しませんし、国民も納得しないと思ひますから、具体的なお答えを願ひたいといふことをお願いしておきます。

まず法案に關連して、内容に入る前に、その前提として何つておきたいことは、近來の選挙は、衆議院の選挙を初め、参議院、地方選挙に至るまで、金と物に汚された選挙になつておる。それが年々にはなだなく進んでおる。この事実はいふまでもなく数字の示すところでもございしますから、否定することはできません。池田総裁が出現し、池田総理ができました後に行なわれた昭和三十五年十一月の選挙

が、その点において最もひどい選挙であつた。こういうふうな状態で、もしこのまま推移するならば、民主政治の基本が危殆に瀕する、国民が民主政治に對する信頼を失つてしまふという危険すら感じないわけには参りません。そこで私は、この深刻な状態を思い切つて改めるためには、まずその前提として、このような腐敗不正の選挙に對する嚴肅な反省が必要だと思ひます。その反省なくして、五票や十票の買収は當然である、妻が夫のために熱心の余り買収するのは當然であるといふような考えを持つておつたのでは、どうしてこの肅正ができるものではないと思ひます。池田総理に、自分の総理、總裁としてのものに行なわれた最初の選挙に對する反省といふものがあるかどうか。當然あると思ひますが、そのお気持ちをまず承つておきたい。

○池田田務大臣 最近の選挙におきましては、それが衆議院選挙であらうと地方の選挙でありまして、非常に公正でない場合が相当あるといふことは世論でございします。私もそれを認めるにやぶさかではございませぬ。従ひまして、昨年度の予算を作ります場合におきまして、公明選挙運動に對しましての経費は従来よりも相当たくさんに皆さんが挺身していただきました。私は期待して措置をとつておるのであります。またこの選挙制度改正を思い立ち、そしてああいう法律を設けまして、そうして慎重審議を願つたゆゑにもここにあらうでございします。私は、選挙の公明といふことが民主主義の発達の上に絶対要件でございしますので、

今後もこの点に向かってできるだけ
努力をいたしたいと考えております。

○島上委員　現在のこの不正腐敗の極度にあると言ってもよろしい状態を改めるには、公明選挙運動も必要だと甲います。また、さらにそれよりも必要なのは法律の峻厳な改正であります。同時に、もう一つ必要なのは政党自体の自粛と反省です。この政党自体の反省と自粛なくしては、私は法改正のほんとうの熱意も起こってこないと思うのです。名前をあげるのはこの際差し

控えておきますが、**実に**大がかりなこれは検事の言った言葉をそのままを披露いたします。必要とあれば名前を言ってもよろしいが、島上さん、あなた方が想像するようなまやさしいものではないですよ、徹頭徹尾買収選挙である、組織的な大がかりな買収選挙であるということ、ある事件を捜査している検事が申されました。私どもが想像する何十倍かの大がかりな買収

相当重要な地位におる。社会党ならば当然除名します。この次の選挙にはもちろん公認しません。そういうような、党としての党規に照らして何らかかの措置をする、次の選挙には公認しない——先ほど高橋君はいいことを言ってくれた。イギリスでは次の選挙には立候補できないような規定があると、大へんはめておりました。党自体が自粛の意味において、そのような措置をおとりになるというお考えがあるかどうか、伺っておきたい。

○池田田国務大臣　今裁判係國中でございますので、私はこれに對しまする判斷、措置は答弁を差し控えたいと思ひます。また党におきましての措置につきましては、やはり黨議にかけてきまざるものでございますから、總裁の意向向だけでどうこういふわけには参りませう。裁判の確定を待ちまして、党としてどういふ措置をとるかを考えたいと思ひます。

○島上委員　裁判が確定した時分には、現行法によりますと、おそらく次の選挙が済んでおるでしょう。現にそういう人があるでしょう。そういう人は涼しい顔をしているでしょう。党の何らかの措置もしていないでしょう。

力を求めるために、いわゆる公明選挙運動のような、そういう方面からの改革も必要でございましょう。しかし今のようなお答えですから、私はその問題についてはこれ以上質問いたしません。ただ残念ながら総裁としての池田さんの、あの悪質な醜悪な選挙に対する反省の誠意というものは認めることはできません。(総理大臣の資格で来ているんだと呼ぶ者あり)総理大臣に對する質問と同時に、総裁に對して質問してもちつとも差しかえありません。

そこで私は次の質問に移りますが、法律改正をする場合に、最近の選挙の醜惡な事態にかんがみまして、最も必要な最重点は、金と物による選挙、一口に言うならば買収選挙を根絶することだと思ふのです。その他の点も必要はないと申しませんが、これが一番大事な重点だと思ひますが、総理はどのようにお考えですか。

○池田国務大臣　買収選挙は違法でございますから、これを排撃すべきことは当然でございます。

○島上委員 残念ながら現行法ではそれが、ざる法と言われておりますように、大がかりな買取を行なつても、実効は上げていないのです。昭和三十年の選挙で、大がかりな買取を総括主宰者がやって、夫妻が逃げて、奥さんが関係があつてという事実が明らかにしても、実効を上げていないでしよ

また最高歳まで起こしてということになりますれば、実効が少しも上がらぬ。こういう実効が少しも上がらぬいわゆるざる法を、実効の上がるように改めるといふことが今日最も必要ではないかと私も考える。総理はどのようにお考えですか。

○池田国務大臣 私はそういう意味におきまして、さいぜんも高橋君の質問に、裁判を急いでやるべきだということをお答えしておるのでございます。

○島上委員 裁判を急いでやるという

ことなけていたら、現行法にもいれは
る。百日裁判という規定があります。し
かし、そういう規定があるにもかかわ
らず、実際には三年も五年もかかっ
ておつて実効が上からぬ、これが現状で
す。そこで、現行法を実効が上がるよ
うに、買取選挙の根拠ができるように
改正しようとするのが私は今度の選挙
法改正の一番重要な点であり、国民の
願ひもそこにあると思うのです。裁判

を促進するということだけでしたら現行法で事が足りるじゃないですか。いかがですか。

○池田田務大臣　買収等の起こらないように全体的にこの選挙法を改正しておるのでございます。しかし、それだけでも十分でございませぬから、いわゆる運用におきまして裁判を急いでやり、そうして黒白を早くつけることが必要だとお答えしておるのでございます。

○島上委員　買取等が起こらぬように選挙法を改正するということは、買取等を事前に防止するという措置が必要であると同時に、起こつた場合にはこれに対して峻厳な処罰をするということが伴わなければだめです。買取を

しても、それが大がかりであればあるほど裁判に時間がかかつて、当選した者はけろりとしておるようなことでは法律としての効果は何もないのですから、私どもが法律を改正する以上はそういう実効の上がる法律にしなければ意味がないと思うのです。いかがですか。

○池田國務大臣　実効の上がるように
前の選挙法よりもよほど改善されたことと
私は考えております。出納責任者の範
囲にいたしましたも、総括主宰者の範
囲にいたしましたも、非常に広げてお
ります。また、選挙の公営、事前運動
等あらゆる方面から違反の起こらない
ように改正されておると私は心得てお
ります。

○島上委員　実効が上がるような改正になつてゐるかなつてはいないかは、もう少しあとで内容に触れて伺います。

その前にもう一点伺つておきたいのは、選挙法の改正という事、野党の

ルールを定める、それから議員自身の身分に関する重大な改正は、各党の意見を待ち寄ってはなかなか思い切つた改正がむずかしいものです。これは過去の経験が示しております。自民党のある人が私に述懐しておりますが、自民党として党内だけをまとめるのでもなかなか容易ではない、それがほんとうだろうと思うのです。そらだとするならば、これはいわゆる第三者の学識経験者を中心とした審議会に答申を求め、これを尊重するというふうにする、これが一番適当である。であるからこそ、審議会設置法の第三条にも答申は尊重しなければならぬという政府に対する義務規定があるわけだと思うのです。他の法案と違った扱いをする必要

がこと選挙法に關してはあると思ひます。この点はいかがでしようか。

○池田国務大臣 選挙法の改正というものは、国会議員の方々は非常に経験者でお詳しい点がございまして、一般の法律よりも改正が非常にむずかしい、また非常に論議があることはお話の通りでございます。従つて、私はそういうことも考え、また重要な事柄でございますので、法律を設けて審議を起し、その答申を尊重するといふ建前で進んでおるのであります。今度の改正案につきましても、審議会の委員が熱心に御審議下さいまして、つづきな答申が出てきたのであります。われわれはこれによりまして相当勇気づけられて、その答申がなかったならばここまでいかなうようなことでも規定を設けてやつておるのであります。その意味におきまして、今度の答申を尊重して国会に早急に提案したいといふことは、今まであまり例のない措置だと私は考へております。

○島上委員 答申を尊重したという言葉を言いますけれども、私はその言葉はあとで訂正してもらわなければならぬと思ふ。尊重してやりません。百三項目のうち七十四項目取り入れたから尊重という、量のことをおっしゃつておるのですか。それとも、与野党で話し合つただけでも技術的に改正のできるようなさまざまな問題もたくさんございまして、審議会においても世論においても一番重要だといわれる点を骨抜きにしてしまつて——いかに骨抜きになつたかはあとでまた触れますが、骨抜きにし実効の上がらないものにしてしまつて、これで尊重といふことは、日本語は重宝かもしれせんけれども、

でも、少なくとも尊重という言葉には当てはまらぬと思ふ。尊重ではない。審議会の委員の一部の人がどうのこうのとさつき高橋さんが言つておられますが、一部の人はありません。審議会の委員の全部といつてよいほど、政府は審議会の答申を無視して、骨抜きにしておる、こういうことを言つております。この審議会の委員の諸君の言つておる、無視して、骨抜きにしておる、不満であるといふ言ひが間違つておるとお考えですか。この前は自治大臣が、十二分に尊重したと言つております。これはばかにするにほどこがある。私は自治大臣に、十二分という言葉の意味も含めて今後また質問したいと思ひますが、大事な点を尊重しないで骨抜きにして、まあ愚にもつかない、といつては言葉が過ぎるかもしれないけれども、どうでもいふような項目を含めて七十四項目採用したから量の点ではたくさん採用して

おりました。私はほんとうの意味の尊重は量ではなくて質だと思ふ。審議会が最も大事だとする、国民が最も要望する重要な点を尊重してこそほんとうの尊重です。ボスターの枚数を答申より千枚少なくしたとか、はがきの枚数を答申よりも五百枚多くしたとかいふことではないと思ふ。いかがですか。

根本的答申は私は今度の改正案に盛つておると考へておるのであります。總体におきまして、従来選挙制度審議会の制度を設けてもなかなかその通りに行かなかつたのであります。今回は、繰り返して申し上げますように、その答申はほとんど全部私はいれたと言ひ得ると思ひます。

○島上委員 そうしますと、審議会の委員の大多数あるいは全部が、政府の取り扱ひは骨抜きにし不満である、こういう考へを持つておる。その考へは間違ひだ、こういうことですね。

○池田国務大臣 私は委員の方々につきましての御批判は今申し上げる自由を持ちませんが、われわれの出した法案と答申のあつた原案との違ひにつきまして御説明して、尊重しているといふことを御了解願ひたいと思ひます。委員の方々の御意見を私がここで御批判することは差し控へたいと思ひます。

○島上委員 口で批判しなくても事実でもつて答へてゐるのですから、これ以上私はそのことは聞きません。

それから、選挙法は各党の意見を持ち寄つたりあるいは党内だけでまとめるやうとするとなかなか困難であるといふことは、総理も今お答えの通りです。そこで審議会の答申といふものが出てこれを尊重しなければならぬわけだろふと思ひますが、答申が出ますと、まず党内をどういふふうに説得するつもりか。了解を求めるつもりか、あるいは党内の意見を聞くつもりか知りませんが、党内と相談するのは政党内閣制だから当然だ、こういうことをきつとおつしやるでしようが、国会の審議権といふものは厳として存在しているの

です。党内を持ち回つて、しかも事もあろうに派閥の会合に大臣が持ち回つて、自治省の原案を後退々々、とめどもなく後退してしまつて、それを国会に出してきて、そしてこのごろは大野副総裁が、政府案を無修正で通したい、こゝ言つておる。こういうことになると、国会の審議権といふものは一体どういふことになりますか。政府は、法律にもあるのですから、答申通りのものを出して、国会の場において国民の見ている公然たる場所であつて議論する。そして修正するものなら修正する。これがほんとうではないかと思ふ。そして、各党の意見も聞く。特に国民の世論に謙虚に耳を傾けて、国民の要求をすなおに受け入れる、こゝいう態度こそがほんとうの民主国会のあり方ではないかと思ふ。まず与党ですみずみに至るまでたたずたに骨抜きしてしまつて、その骨抜きにしたものを出してきて、今度無修正で通す。国民の世論にも少しも耳を傾けようとしな。野党の声にも少しも耳を傾けようとしな。これが正しい国会の審議権尊重といえるでしようか。

○池田国務大臣 議院内閣制をとりまして、そしてわれわれとしては最良の案を出して御審議願ひとしてゐるから、これが原案通り通ることを望むのは人情でございます。しかし、それを通す通さぬは一に国会においておきめになることでございます。

○島上委員 最良の案だとおつしやるよりです。時間の関係もありま

私が先ほど触れましたように、現在の選挙法はさる法だといわれているほど穴だらけです。脱法行為の巧みな者は選挙違反にひつかからずに、りっぱに実質的な選挙違反がやれるようにできておる。そういうよりなざる法を、その抜け穴をふさいで実効のある法律にするといふことが今度の法改正において一番大事なことではないかと思ふ。今私が申しました答申の三點が、はたして実効が上がるようにできているかいないかは、私これから具体的に伺ひますから、お答え願ひたい。

まず政治資金規正法は御承知のように、従来も、国と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者は、選挙に關して寄付してはならない、こうなつておりました。これは当然のことです。今度は、本来ならば政治資金、選挙資金全部を含めて個人の寄付に限るべきだといふ意見が圧倒的でございます。したが、一挙にそこまで改正すると混乱が起るだらうから、まあ政党も苦しいだらうからといつて、いわば現実に妥協した形で、国から財政投融資補助金、交付金、利子補給等を受けている法人、こゝまでしか範圍を広げてない。しかし肝心なことは、選挙に關するといふことを問はず禁止しようといふ点です。今度はそれを「選挙に關して」といふ六文字を加えています。ある委員は、これは詐欺にひといふ行為だ、こゝいってゐる。六文字を加えたことによつて全く実効の上がらない、役に立たぬ法律に実体を変えてしまつた。一体、一般の政治資金と選挙の資金と、どう區別しますか。選挙のときだけ使う特別の紙幣でも発行したらわかつてしまふけれども、同じ紙幣が政党

のふところに入つて、選挙に使おうがどこへ使おうが自由じゃないですか。「選挙に關して」というこの六文字がついたために、これは全く実効の上がらない法になつてしまつた。

そこで私は何いいますか、国の財政投融資、補助金、交付金、利子補給、私今調べ中ですから、正確な数字はここでは持つておりませんが、おそらく一兆に近い金ではなからうかと思ふ。財政投融資だけで八千五百何十億かです。からこの一兆に近い国民のお金を特別の便宜を与えて提供している相手からは政治献金をもらふぬというのは、私は当然ではないかと思ふ。あたりまえのことです。選挙に關して」といふ言葉をつけたことによつて、逆に申しますならば、選挙に關してでなければならぬにしろつても差しかえないといふことです。私は奨励する結果にさへなると思ふ。一兆もの国民のお金がある大きな特定の会社、法人に大へんな便宜を与えて提供して、そこから政治献金を幾らももらつてもよろしいといふことは、私はこれは疑獄、汚職の温床が常に存在することだと思ふ。こういうことを断ち切らないで、どうして選挙界、政界をきれいにすることが出来ますか。「選挙に關して」という六文字を入れたことによつて骨抜きになり、ざる法になつたと、私は言ひし一般の人も言つておられます。そうでないとおっしゃるならば、それでないという事実をはつきり指摘してお答え願ひたい。

らそこに違いがあると思ひます。原案では選挙並びに政治に關する資金、兩方を加えるようでごさいますか、御承知の通り、これからは政党活動といふものをとりつづけて、そうして相当拡大していかなければいかぬ。これは今度の選挙法の改正案にも載つておると思ひます。しこうして、政治活動あるいは政党活動をとりつづけるためには金がかかるということ、これは委員の方もお認めになつておる。われわれは今後の選挙の公明をあれる場合において、政党法あるいは政治資金規正法につきまして十分検討を加えていかなければならぬといふことを念願しておるし、また委員の方々もそういうお気持ちを持つておられるようでありませう。従ひまして、政治に關する資金につきまゝおのりでございます。従つて、とりあへず選挙を間近に控えておりますから、この資金關係は選挙に關する資金としてやつて、そうして政党の活動、政治資金等につきましては、政治資金規正法あるいは政党法等の制定の際に十分考慮していこうというのがわれわれの念願であるのであります。

○島上委員 私に言ひしむるならば、とりあへずといふのは逃げ口上にすぎないと思ふ。政党法を審議する審議会におきましてこの問題を審議してあります。政府に警告し、監視する意味において審議はストップすることになりましたが、今までの審議の過程においては、政治資金は嚴格に個人に限るべきである、こういう考えが圧倒的です。しかし、一挙にそらすと政党も困るだらうし、多少の混乱も起きるから、それこそとりあへずさしあつたつて

るにしましても、こういう状態ではさらにその先の前進した審議ができません。じゃなにか、審議する熱意を失つてしまふのじゃないかと思ふ。少なくとも、ここで総理がどんなに龍弁を弄して弁解しようとも、政治資金規正に關しては何の規正もしないと同じことです。むしろ、「選挙に關して」でさへなければよろしいから大いにしなさいといつて奨励する結果になると私は思ふ。これに對しては、総理は今以上の答弁を求めてもしいでしからうから、私はもうこのことに對しては総理の答弁を求めません。しかし、今言つたように、全くのざる法で何らの効果もない。何らの改正もしないに等しいものであり、これをもつて改正である、政治資金について改正したといふことを言ふならば、国民を欺く以外の何ものでもない。私はそう言わざるを得ません。

それから次の問題、連座制です。連座制は対象を広げました。それから家族の問題も含めました。ところが、この家族の問題につきましても、同居し、かつ意思を通じ、悪質違反を犯して、裁判で実刑を科せられて、執行猶予でない者という、こういう五つのしほりをかけた。しほりをかけたといふのは安井大臣の言葉ですからそのまま私も使いますが、こういうしほりをかけて、これで一体実効が上りますか。これまた何の実効も上がりません。まあひよつとしたら千人に一人ぐらいの効果はあるかもしれない。その程度のもので一体連座制を強化したと言ふのでしからうか。少なくとも審議会が求める、国民が求める連座制強化には、何にもこれでは実効が上がついてない。(発言する者あり)それは自民党を支持する一部の国民の考えは違ひます。多数の国民の考えを私は言つておる。

〔発言する者多し〕

○加藤委員長 静肅に願ひます。

○島上委員 念のために数字を申しませう。法務省が発表したものですが、犯罪白書というものを出了ましたが、それによりますと、三十三年の選挙において選挙違反の九八%までが執行猶予がついておられます。三十四年が九四%。それからこれは最高裁事務局の発表しました司法統計表という、昭和三十五年版ですか、これによりますと、この前の選挙——その前を含めてだろうと思ひますが、有罪者、懲役百五人のうち、百三人が執行猶予、禁固十二人のうち十一人が執行猶予、参議院選挙の場合は、懲役九十八人のうち九十七人が執行猶予、禁固二十二人のうち十人が執行猶予。同居し、意思を通じ、悪質違反をやつて、禁固以上の刑に処せられて、さらに執行猶予のつかない者といふことになれば、これよりさらに大きくしほられることは当然でしよう。このままだとしましても、執行猶予にならぬ者は百人に一人くらい、私が千人に一人と言つたのはこれです。その前のしほりがあるのですから。千人に一人程度のもので一体連座制が強化したことになりますか。これで一体国民に、連座制を大いに強化したといふことを総理がはじめに言へるならば言つて下さい。国民が批判するでしからう。

○池田国務大臣 先ほど高橋委員の御質問にあり、そうしてお答えした通りでございまして、私は連座させること

んが兎の首でもとつたように、憲法違反、憲法違反と言つておりますが、これは憲法違反ではありません、刑罰ではないのですから。連座というのは、これは私なりに考えてみますが、買収による不正な投票は無効である。もしこれがいわゆる減票が効的確にできますれば、減票制が一番合理的です。しかし、これは事実上できないのです。そこで、たとい一票たりとも、五票たりとも、買収によつて得た投票は無効である、こういう思想に徹するならば、

で五票が買収で、四万九千九百九十五票は正しい票であつた。だから五票や十票の買収はいいじゃないかという考へは、これは五十票でも千票でも何万票でも買収してもいいということに過ぎないので。私どもは、たとひ一票たりとも買収はすべからず、買収によつて得た票は無効である、こういう考へに徹して連座制を強化することが必要だと思ふ。

もう一つ、一番重要な点ですが、この対象者が買収によつて有罪判決を最

は残念ながら尊重できません。ころおつしやるなら、私ども立場は違ひますけれども、その答弁の限りに置いては了とさせて頂くのです。尊重した、尊重したと言つて、このように何にも実効のないざる法にすりかへてしまつて國民を欺いている。一体、今言つた点について実効が上がるというお考えがあつたら、なるべく具體的な事例によつて御答弁願ひたいと思う。

○池田田務大臣　一票でも買収があることはよくない。しかれば、一票でも

座の規定にかかります。連座にかつた場合、それが直ちにということでは、今の場合少し行き過ぎである。それで、法律専門家の言われるように、檢察庁の提訴を待つて、そうして効果の上がくるように早く処理することが一つの方法じゃないかと考えております。

こゝやつてみますと、私は相当委員会の議論その他を尊重してやつておる、と言ひ得ると思つております。

○島上委員 総理は、委員会において、そういふ議論があつたということを、

知つておる買取について候補者が責任を負うべきものです。総理はこれ以上の答弁はしないでしょうから、時間もありませんし、これもこの程度にしておきます。

高級公務員の点を簡単に触れておきます。これはあなたがよく好んで使つた委員会の議論においても、高級公務員と限られておるのです。高級公務員が国家の権力組織を使い、費用を使い、在職中に目に余るような事前運動をやつて、業者に票を割り当てたり、そうい

て当選してある。きわめて高い当選率を示してある。そういう目に余る弊害を取り除こうというのが答申の精神であって、それを一般公務員に範囲を広げて焦点をぼかしてすりかえてしまった。(公務員を高級と下級に分けるのか)と呼ぶ者あり)そういう議論がかりにあったにしても、その議論は今後ゆつくりやることにしましょう。私は答申に限って言っているのです。答申は、はっきり分けて高級と言っている。そして、この答申の中には、この官庁の何局長というあれまで出ましたけれども、これは列挙するにはやはり多少慎重を要するからというので、答申には列挙しておりませんけれども、法律を作る際には列挙するようという趣旨です。ところが、一般公務員に範囲を広げてしまった。私はこれはあとの委員会ではもっと具体的に何かなければならぬと思いますが、これこそ憲法違反です。今日、公務員は公務員法、人事院規則あるいは選挙法によって、まるでがんにがらめに縛られておる。その上こういうことをやろうとする。私はこれこそ憲法違反だと思ふ。少なくとも高級公務員の立候補制限をしようとする内容を一般公務員に広げて、立候補制限ではなくて在職中の事前運動云々というふうにしたことは、答申の趣旨を尊重していない。答申の内容を全くすりかえておるといふことだけは事実です。いかがですか。

○池田田務大臣 これは私は、この地位、職権を利用して投票をかき集める、そのこと自体がよくないと思う。これはやはり、その人をにくまずその行為をにくむ、この精神から申しまして、それが高級であらうがそうでなかろうが、職権を乱用し、地位を利用して票をかき集めることを禁止するのは、この精神からであります。私は説明におきまして、何が高級なりやというところにつきまして、非常にむずかしい問題があります。たとえばその人がある地位にありまして、そうしてその後りつばな選挙をやつて当選した。これはだめだ、というわけにはいかぬでしょう。また、高級官吏ということを定義して、それに近く近い人がある、そして非常に地位を利用した場合にも、これは高級でないから、というふうなわけにはいかぬと思うのです。私はそれよりも、職権を乱用して投票を集めるという、その罪をにくむということが本筋であらうと考へます。

○島上委員 一般の公務員は、公務員法と人事院規則にこの通りがんにがらめになっていることは御存じでしょう。時間がないから私はこれはしませぬけれども、ちゃんと書いてきていますよ。がんにがらめになっている。一般の公務員は選挙権を行使する以外にできないようにされているのです。だから、今度は高級公務員というもののに限った答申をしているのです。これはお答えしなくてもよろしい。よろしいが、少なくとも高級公務員という答申に対して、一般に広げる、焦点をぼかして内容をすりかえたということでは事実ですから、これははっきりしております。

審議会は、アンバランス是正の答申だけをすみやかにして、あとはしばらくは休む。アンバランス是正は、私の承るところによりましますと、十三日の小委員会できめようです。そうしますと、おそろく十五、六日ごろ総会を開いて答申をするでしょう。この答申の内容は、すでに巷間伝えられております十四区において十四名減、十一区は十四名増、こういう案です。私はこの内容のよしあしはここで言おうとは思いません。これが近く出ることは必至です。去年の十二月の総会で、これを二月中に答申するようにきめました趣旨は、二月中に答申して今度の国会で成立を期さなければ、アンバランス是正の意味がなくなってしまう。やがて規正問題を含めた改正に手をつけるのですから、この国会でやらなければ改正の意味がなくなってしまう。私もそうだと思うのです。近く、おそろくこの二十日前に今伝えられておるような案の答申があると思います。それを今国会で提出する、そうして成立を期するといふお考えがあるかどうか。

○池田田務大臣 委員会の運営あるいは方針等は私は十分知っております。御質問の点は、答申が出ましてからとくと考慮いたしたいと考へております。

○島上委員 答申が出ましてから考慮をする、与党と相談するということとは、今度の国会に提出するお考えはないということですよ。このアンバランスの是正は憲法違反の疑いもなければ、もう技術的な問題ですよ。法律も簡単です。今のようなお答えだと、私は残念ながら、今国会が提出して成立を期するといふ考えがないとしか受け取れません。あるかないか、簡単でいいですからお答え願いたい。

○池田田務大臣 これは出るか出ないかわからない、出る見込みだと言っておるのであります。出たときに考へればいいことであります。

○島上委員 そういふ人をばかにしたような、特にこれは審議会はばかにしておる。審議会、また怒りますよ。こゝろいうような答弁では私は全然誠意を認めることができませんし、納得もできませんから、今後委員会において自治大臣に対する質問の中でさらに深く突っ込んで質問します。また総理に對しても今後何回か出てきてもらうことを要求し、なお保留して私の質問を終わります。

○加藤委員長 次に堀昌雄君。

○堀委員 私は総理に少し基本的な問題についてお伺いをいたしたいと思ひます。

それはまず第一に、今回いろいろ問題になりました背景には、民主主義というものを一体どういふふうに理解をするか、選挙というものを政治家の側で見た場合、国民の側で見た場合には、これはどういふ形になっておるか。ここが私は今回の問題の取り扱ひにきわめて重大な問題だと感じます。そこで総理に第一にお伺いをいたしたいことは、今、新聞論調その他ラジオ、テレビ、あらゆる言論機関を通じて非常に非難が集中をいたしてあります。点を総理は一体どういふふうにお考へになつておるか、承りたいと思ひます。

○池田田務大臣 私は、新聞の論調も常に注目いたしております。そういう意味において、できるだけ尊重し、われわれの意図するところを本国会におきまして十分議論して、御了解を得たいという方向で進んでおるのであります。

○堀委員 現在主権が国民にあることが憲法で明らかにされておりますが、通説、いわれるところによりましますと、主権者である国民が真にその権利が行使できるのは選挙のその日に限られておる。そのあとは事実上主権者である国民の声は、実は為政者が十分に取上げていないのではないかと、ということがしばしばいわれておるわけであります。そうすると、その間における国民の声を代弁するものは、やはり新聞の社説、論説であり、あるいはテレビやラジオ等におけるいろいろな政治に対する意見というものが、その間の国民の声を代表しておるもの、この理解をいたしますが、その点総理はそれを代表しておるものと考えられるかどうかお伺いをいたします。

○池田田務大臣 そういふ点は各人の認識でございまして、私は断定できません。新聞の世論が国民を全部代表しておるもの、これは、これは早計だと思ふ。それも一つのあれでございましょう。そしてまた、片方世論調査もございましょう。また、国民はいろいろな方法で国会議員に意見を言う場合もございまして、しかも、こゝろいう問題につきましては、案が出てからすぐの批判と、そして国会で十分議論してから批判と、またおのずからそこに違つてくるのであります。案が出て新聞に出たらこれが国民の世論であり、これ以外にはないんだという断定は私はしたくない。新聞の世論ももちろん見ます。いろいろな投票も見ま

す。そしてまた世論調査も見ます。各方面からやはりやっていかなければならない。これは政治家として一番大事なことである。何が国民の世論であるかということを見つめるのが一番大事です。しかも、その世論がどういうふうな経過をたどってくるか、これが知れわたったときにはどうなっているかという見通しをつけてやらなければならぬ。これが政治家たるところの一番むずかしいところであります。

○堀委員 今、世論調査等をおっしゃいましたけれども、現在の選挙法の取り扱いについては、問題は二つに分かれると思います。審議会が答申をいたしまして政府が国会に提案をするものが一段階であります。提案をされた法案が国会でどのように審議をされるかということが第二の段階であります。

そこで、新聞論調があつて非難をいたしております点は、国会の審議の問題に今触れておるわけでございせん。審議会の答申がなされて、政府が国会に提案されるまでの過程の中における取り扱いについて、新聞論調はあつて非難をしておるわけであります。私が調べたところによりますと、二月の十日ごろから二月二十八日までの間の各新聞の社説の中で、これを非難しておるものは二十をこえておるわけであります。各新聞において、多いものは四回にわたつて、この短時日の間に選挙法の問題に論説をさいておるわけであります。その中で、一つとして政府のやり方に賛成をしたものはありせん。あなた方は、その他のいろいろな政策の問題については別でありますけれども、この選挙法の取り扱いについては、新聞の論調で政府の取り扱いに

賛成をしておるものが一つでもあるかどうか。あるいはラジオ、テレビのそういうような論説に類するものの中であつた方のおやりになったことに賛成をしたものがあるかどうか。一つでもあれば承りたいと思いますが、総理はそういうものをお聞きになつておりますか。

○池田国務大臣 新聞の論調ばかりではない。また新聞の論調にいたしましても、十分われわれが審議していただくところもありますので、私は今の新聞の論調はこうだから、この選挙法自体の改正内容が全部いかぬというふうなことに考えになるのはやはり即断かと思ひます。十分ここでこうやって議論する間に、だんだんわかってくると思ひのであります。

○堀委員 新聞の論調はそこまでいたしません。

その次に、選挙制度審議会は公聴会を開きまして、広く国民の中からこの問題に関する声を聞いたのであります。この公聴会において出された意見というものは、集約的に今回の答申の線に全く一致しておつたわけであります。公聴会における意見が一致となり、審議会における答申がその方向にあるという中で、では一体国民のどの部分があつた方に賛成をしておると言われるのか。一体公聴会は何のために開かれるのか、その点について総理の御見解を承りたいと思ひます。

○池田国務大臣 われわれは、この審議の過程を通じて国民の了解を得ることを期待いたしておるのであります。これは十分審議したから——手続

その他につきましては不満の点はございまいし、これが一歩ではなく数歩前進であるということだんだんおわかりいただけると思つて、こうやつて審議を願つておるのであります。

○堀委員 私は、その中に実は非常に大きな問題があると思ひます。なぜかといふと、今回の審議会の中で一番熱心に参加をされた人ほど、実は強い不満を持っておられるわけであります。これは私はまことに遺憾であつたと思ひますが、今回の審議会には特別委員の制度が設けられて、私も議員もこれに参加をいたしました。自由民主党からお出になつておりました特別委員の方は、残念ながら、どういふ事情であつたかはわかりませんけれども、青木委員を除く他の方々は、実はあまり御出席がなかつたという事実があるわけであります。この問題については、審議会において何回か自由民主党の特別委員の御出席を懇願するうちに、幹事に対して申し入れが、私の記憶にある範囲でも、私が属しておりました部会で三回以上はわたつて行なわれた事実があるわけであります。問題は、実は今おっしゃるような形式的な問題ではなくて、自由民主党が、あるいは池田総理が、選挙法の改正に対してどういふかまえて国民に臨んでおられるかというところから問題は私に出でておると思ひのであります。

そこで、新聞の論調をかりてちよつと私はここで申し上げてみますと、二月十四日の朝日では「骨抜きになつた選挙法改正案」、二月十八日には、同じ朝日は「利己的な立場からの発言を排す」、二月二十四日には「許せぬ選挙

法改正の骨抜き」、二月二十八日には「選挙法に自民党の良心を求む」、こういう格好の見出しで出ております。内容までは触れませんが、特にきつめておもしろい点を指摘しておりますのは、毎日新聞の二月二十七日の社説であります。そこでちよつと私は簡単に読み上げておきます。「政治問題化した選挙制度審議会答申の取り扱いについて自民党の大野副総裁が二十四日大阪で「選挙をやつたことのないし」との理想案だから困る」と発言している。まことに聞き捨てならない暴言である。といふのは、この発言のウラ

に、問題の答申を政府案作成の過程で大きくゆがめ、骨抜きにした自民党内の底流的な考え方がひそんでいゝと思はれるからである。といふようなことから始まりまして、「こんどの選挙法改正の動きで、もう一つ見のがせない点は、公職選挙法という法律についての政治家の考え方である。いまの政治家たちはすべて、この法律を全く自分本位の観点からのみ、みているようだ。だが、選挙というものは主権を持つ国民の重大な権利の行使である。公職選挙法は有権者の自由な意思の表明によつて、選挙が公明かつ適正に行なわれることを確保する目的で作られたものであるのか。そうだとすれば、選挙法はむしろ国民のためのものではなくてはならない。そして、政治家が実行不可能と称する「理想案」は、実は国民にとつては最も現実的な案なのだ。大野発言のような考え方は、明らかにこの国民の常識にも、立法の精神にも反するものである。自分たちのために醜態な現状に選挙法を合致させる

ことだけしか考えていない。こういう批判を述べているわけであります。

そこで私は今回の中で、実は御手洗さんが最終の総会で御発言になつたことで、私も実はテレビで拝見しましたけれども、先ほどからも出ておりますが、首相が唐島さんとのテレビ対談で、私は総会の意見よりも部会の意見を聞いておりますから、その方をとつたのです、こういう御発言がございました。これは私はあなたの一つのお考えの現われだと先ほどからも承つておりますが、そこで一体われわれの民主主義のルールで、総会の決定と部会の決定と、部会の中における少数意見と三つある場合には、われわれは一体いづれをとるのが正しいのか、総理の御見解を承りたい。

○池田国務大臣 それは総会の意見をとるのが正しいのであります。総会の正式の答申をとるのが本筋でございませぬ。しかしその総会の答申をわれわれが慎重に考慮いたします場合に、一部少数意見の部会の意見も参考にすることは、私はやつていいことだと思ひます。だから私は総会の意見を見無視するといふのはありません。総会の意見は大部分聞いております。ただわれわれの意見と総会の意見と違つた場合に、しかもまた立法技術上の問題から、部会の意見も参考にするということを申し上げたのであります。

○堀委員 具体的に部会の意見を御尊重になつたのはどこですか、それでは。

○池田国務大臣 検事の提訴の問題がおもなものでございませぬ。

○堀委員 検事の提訴について、総理大臣は、部会の意見はどうであったと御理解になっておりますか。

○池田国務大臣 いろいろな議論はあったことも聞いております。ただ問題は、直ちに連座にかかるということには行き過ぎではないか、やはり検事の提訴が必要ではないかという有力な議論があったというのを聞いております。

○堀委員 部会における答申は、検事が直ちに附帯して公訴するということが部会ではなっておったわけでありまして。(発言する者あり)それは今そこらで違ふ違ふという声がありますが、違わない。それは明らかに三十六年十二月十九日の町村会館で、大竹委員という第2委員長が答えられておりますが、「総括主事等の有罪判決が確定した時に当然失格にせよ」という意見は審議された。又確定後検事が訴を提起すべしという意見も出された。併し、両者とも少数で採用されなかった。理由は、直ちに失格ということであれば当選人は弁解、有利な証拠の提出の機会がない。ために検事の公訴と同時に訴を提起することすればこれらの欠点は補われる。又証拠を共通して審議されることになる。こういふことに実は審議会の部長が答申をしているわけでありまして、なるほど最後の点の即時という点の飛躍はあったかも知れませんが、部会の意見は決して皆さんが現実におとりになつたものではございません。そこで私どもは今回の問題の中で、やはりわれわれが謙虚に考えてみなければならぬことは、審議会で矢部委員が言っておられますけれども、各種の法律、政策に基づくもの

については、なるほどいろいろな審議会の答申を、その政党と、政党内閣であるところの政府が、いろいろと手を加えられることは、それは当然であらうと思う、ただ選挙法というものはいささか趣きを異にするのではないかと、それは、これによってわれわれ国会議員が選ばれ、あるいはその他の議員が選ばれる土俵を作ることであつて、その土俵をどういふふうにするかということが、これに直接利害を持つものが、その利害の上に立つて判断すべきものである。公正な第三者の立場、あるいはこれを適当な国民の立場というものが主体的に考えられなければならぬのではないかと、これが矢部委員の意見でもありましたし、御手洗委員その他多数の意見であつたのであります。私どもは、選挙制度審議会というものが置かれた趣旨を見ますと、委員というものは直接に政治に携わる者が委員になつてゐるのではありませぬ。特別委員の制度が設けられたのは、それを多少補充をする意味で設けられたものと理解をしておりますから、審議会が設置された精神は、やはりさういふ第三者的の申しますか、公平な立場で国民の側から問題が処理できることを望んだと立法の精神を理解いたしております。そこで、総理はこの問題について、一体今の矢部委員あるいは御手洗委員等の考えと根本的に違ふのかどうか、その点を一つ明らかにしていただきたい。

○池田国務大臣 先ほど来申し上げておるように、個々の委員の御意見に対しての批判は私は差し控えたいと思ひます。ただ、問題は非常に重要な問題でございます。従ひまして、ああいう

専門家、しかもりっぱな方々に對して、私は御意見を拝聴し、その意見を尊重いたします。こういふことから申しましても、われわれは公正にいろいろな意見を聞いて、りっぱな選挙法を作り上げたいという念願からいってあるのであります。従ひまして、りっぱなものが出来たから、大部分これを尊重していつておるのであります。ただ問題は、政府としてはやはり政府としての考えがございます。責任はあくまで政府でございます。従つて、責任ある政府がこれは最良の案だと考えて、国民の代表であるあなた方に御審議願つておるのであります。

○堀委員 実は過般私どもがこの委員会に総理の御出席を願つて審議会設置法の論議をいたしました。そのときにだ、こういふふうな御発言がございました。ところが、今度の国会が始まりまして、代表質問がありまして以来の首相の答弁は、答申の趣旨を尊重するということが後退をしてきたわけでありまして、答申を積極的に尊重するということが、答申の趣旨を尊重するということが、言葉の上ではわすかではあります。実は現実の姿の中ではきわめて大きな開きが出たことが明らかになり、そのことが実は今国民世論があげて皆さんを非難しておることになつておると思ひます。私どもはさういふ意味で、今後のいろいろな審議会の取り扱い等について、やはり答申を積極的に尊重するのか、答申の趣旨を尊重する程度にとどまるのか、この点について総理の御見解を承りたい。

○池田国務大臣 答申を尊重するということは、答申の趣旨に沿つて参ります。すといふことは私は心得ております。

○堀委員 今までの論議の中で国民が一番知りたいことは何かと申しますと、今後の選挙法のあり方だと私は思ひます。こゝまで問題がきて、あるいは今後さらに国民の希望にこたえるような、金があつたように使われないような選挙をほんとうに真剣に政府がやる気があるかどうか。国民の大多数は、実は今回の取り扱ひで大きな失望を感じておるのであります。委員の中で辞表を出された方は、すでに絶望をされたがゆゑに辞表を出されたと思ひますし、審議会が現在審議を休んでおるのも、その点についてのあなた方の誠意をくみ取れないということが大きな原因であるのであります。一体総理大臣は、今後の選挙法の改正について、真に国民の権利を守るという意味において、今回新聞その他の世論の示した国民の意のあるところを体して選挙法の改正に臨まれる決意があるかどうか、お伺ひしておきたいと思ひます。

○池田国務大臣 選挙制度審議会を設置するゆゑんのもの、またそのときの決意も、今も何ら変わりございません。さうして、先ほど来申し上げておりますごとく、選挙の公明化をほんとうに実現していきたいという念願に燃えております。

○堀委員 そこで、今すでに参議院の選挙を目前に控えておられて、われわれはこの選挙法の取り扱ひはきわめて重要だと考えております。政府は、この選挙法を提案した以上は、すみやかにこれの成立をはかるべき責任があると思ひますし、私どもは、審議会答申の線に沿つて、この法案に国民の世論の上に立つところの修正を加えて一日も早く通したいと考えております。ただ問題は、参議院の選挙を目前に控えておるといふ関係で、今後の成り行きの中には幾らか問題があるのではないかと感じます。

そこで私は、自由民主党の総裁であり総理であるあなたが、この方を促進するといふ建前をとつて、過般出ました参議院の特例法のようなものを一体どういふふうになつて後考えられるか。この点について一つお答えをいただきたいと思ひます。

○池田国務大臣 参議院の方から特例法が出ておるかどうかわ存じませんが、出ていないと思ひます。私は本会議でも申しましたごとく、これは最善の法案でございます。一日も早くこれを通過していただきたい、こういふことをはつきり申し上げます。

○堀委員 今後参議院の選挙が行なわれます中で、私どもは、今回のこの法律が成立をいたしましたして、これが実施される中で、いろいろとこの法律の不備な点も明らかになるであらうと思ひます。さういふ点について、もし今回のあなたの方のとられた問題が不十分であるといふふうになつた選挙で感じられた場合には、今回あなたの方が逆行させられた部分について、これをもとに戻した提案を今後される意思があるのかどうか。

○池田国務大臣 将来のいろいろな事態に即応いたしましたして善処をしなければならぬと私は思ひます。だから、今どうするといふと云ひましても、事態はこれを施行してみないとわからぬことではあります。

○井堀委員 私は民主社会党を代表いたしまして、ただいま議題に供されております公職選挙法の一部改正並びに政治資金規正法の改正について、重要な点を一、二お尋ねをいたしておきたいと思うのであります。

今度の政府原案を拝見いたしますと、確かに広範にわたる改正を意図しておる点については、善意に理解できると思います。今後審議を通じて漸次明らかにいたしたいと思うのであります。とりわけ今回の改正の中で、政府の説明を伺いますと、重要な部分を二、三指摘してお尋ねをしてみたいと思ふのであります。

その一つは、現在の選挙法が個人本位の選挙である点を指摘されまして、これを政党本位の選挙に改めようとする点を強調されておるのであります。まことに私どもも賛意を表するところであります。そこで、その内容がはなしてこの提案理由の説明と一致するかといなかは、今後の審議によって明らかになるのでありますが、私どもが今日まで拝見をいたしますところによると、不徹底もはなだしいと思われる

点がありますので、これは政策の重要な基点にもなると思いますから、総理にお尋ねをいたしたいと思うのであります。この説明に従いますと、政党本位の運動を推進するということになりまして、その前提となるべきものを用意しなければならぬと思うのであります。ところが、提案趣旨あるいは法案の内容を見ますと、ごく単純な二、三の事柄があげられておるにすぎないのであります。ここではつきりお尋ねをいたしたいと思えますの

は、政党本位の選挙に改めるということとは、その説明の中でも言及されておられますが、言うまでもなく政党政治、政党は政策をもって争うことは当然であります。また、議会は政党の責任において運営されておる現況からいまして、同じ政党の候補者が同一

の選挙区で争うということは、この意味においては全く矛盾すると思うのであります。少なくとも政党本位の選挙を考える場合には、その前提となるべき選挙区制の問題に言及せざるを得ないと思うのであります。すなわち、各党のそれぞれの代表が一つの選挙区で政策を争うということは当然の常識であろうと思うのであります。そういったし

ますと、今回の答申はまだ今後続いてなされる予定のようでありますが、少なくともこの法案を出すからには、その基本的な問題に触れないで提案をするということとは、いかに無責任な提案であるとするかは考えるのであります。これはきわめて重要なことでありますので、一党の総裁でもあるし、また法案提出の責任者であります総理の見解をまず伺っておきたいと思ひます。

○池田国務大臣 政党政治が行なわれておるときでございますから、選挙におきましても政党の占める地位は相当大きいのであります。しかし、お話のように、今は政党本位の選挙ということとはなかなか行なわれておりません。従つて、今回の改正におきましても、なべくるその方向に近づけるように改正をいたしておるのであります。お話の、政党本位ならばやはり小選挙区制がいいじゃないかという御議論はあるようにございます。しかし、この選挙

区制の問題は選挙法の根本をなすものでございます。これはもちろん今度の審議会で御審議願うことに相なると思ふのでございますが、慎重にやれという附帯決議がありますのごとく、この問題は今後慎重に検討されると思ひます。ただ、それだからといって、近く

行なわれる参議院選挙等におきまして今まで通りでいいかと申しますと、やはりそうでなしに、政党が選挙中におきましても政党としての選挙ができるように、今までよりも前進させていこうというのが今回の案でございます。

○井堀委員 後刻議論の対象になる問題だと思いますから、この際は議論を避けますが、少なくともも政党本位に、す

なわち政策を中心にして選挙が行なわれるということでは、この際のは、選挙法の改正というものは、仏を作った魂を入れた結果になるのではないのか。他の部分でも政府は強調してあります。たとえば公明選挙を推進することとは、候補者の政見と政策を中心にして、選挙民の自由なる意思を集約していくというのでありますから、全くその通りであります。これをやろうとして、するために、もちろんあとでお伺い

をいたします。その問題がありますけれども、この根本的な問題にヴェールをかぶせて選挙法の改正は、いみじくも、ちよつと御答弁にありましたが、この七月に予定されております参議院の半数改選に間に合わせるといふ御趣旨のようであります。それにいたしまして、衆議院はちろんのことであります。参議院の選挙におきまして、政策、政見を中心にして争うという理想の姿だけをぜひ今回の選挙法改正の中に考えるべきではな

かつたか。もちろん区制の問題もあり
 ます。理想は言うまでもなく、一つの
 選挙区で各党一人の候補者をあげて戦
 うということが理想でありましょう。
 この問題は、かつての国会でもゲリマ
 ンダーを中心とする区制の問題で大へ
 ん混乱を続けて流産いたしております

経過からいきまして、もちろん前回の
ような小選挙区を考えることは愚かな
ことであると思います。最近先進国に
おいてもいろいろとこの問題は改善に
改善を重ねられて、たとえば定員
の半数を小選挙区において一人一區制
をとり、残る半数を比例代表による。
すなわち政党に、一つの規定を設け
て、移譲形式による比例代表制と

いったようなものは、私はわが國の事情にも必ずしも合わないものとは考えません。こういった根本について、政府は近く答申されるのでありましよう。審議會がもしこういうものに言及されなければ、場合の用意がもちろんなくはならぬものかと思うのであります。これは答申を待つてからどうこうということではなくて、政策の根本をなすものであります。私は非常に重要なことだと思つておるのであります。

な紀念のためにもう一度伺つておきたいと思いますが、そういった小選挙区制の不合理や欠陥を補うような措置を講じて小選挙区を採用するといふ点について、今日何かの御用意があるかどうかを將來のために伺つておきたい。

○池田国務大臣 選挙制度につきましては、先ほどお答えを申し上げましたように、いろいろ議論がございます。各国におきましてもいろいろな方式をとっております。私は、私自身として

検討はいたしておりますが、せっかく審議会におきまして慎重に御研究なさる題目でありますので、私としては意見を申し述べることを差し控えます。

○井堀委員 次に、公明選挙を実行していきます第二段階の処置としては、ここに提案されておりますように

に、選挙犯罪に対する取り締まりを強化する。あるいはその犯罪に対して制裁を厳重に行なうということによって、今日の腐敗しております選挙を少しでも改善していこうということについては、理想としてはわれわれは賛成しかねるのでありますけれども、即実からいいますならば、一つの前進であると思ふのであります。

そのいう意味で実はお尋ねをいたすのであります。今回の提案によりますので、連座制の問題について、せっかく制裁を強化されようとしておりながら、なぜ連座制の当然の条件でありながら、なぜそれが失格を直ちに規定するといふ——たとえば、イギリスにおける選挙の不正が、連座制の強化によって成功したという前例もあるようであります。こういった場合に、連座制をとる考え合におきましては、その範囲を拡大す

も、当然失格の条件となすべきではなかつたか。この点に対する所見を伺つておきたいと思ひます。

次の問題は、その他の選挙事犯の場合におきまして、公民権の停止の問題であります。これも当然規定すべきではなかつたか。選挙違反を犯した者は必ず公民権が停止されるものであるといふことが私は当然の規定ではないかと思ふ。なぜかういふような重要な部分で、政府は明確な規定をわざとや

ルーズにいたしたのかということについて、おそらく国民は理解に苦しんでおられるのであります。この点については、法律上、技術上の問題ではなくて、政策の本質的な問題に関するところだと思ひますので、総理にお答えを願つておきたいと思ひます。

○池田国務大臣 連座の場合、失格の点につきましても、いろいろ検討いたしました。先ほど来お答えした通り、この原案の方が適切ではないかという結論を出したのでございます。

それから、違反の場合の公民権の停止につきましても、これは違反の判決のとき、選挙権あるいは被選挙権の停止の措置がとられることがあるのであります。今回の答申におきましては、この点につきましても触れておりませんので、今まで通り、特に新たな規定を設けることをやめたのであります。

○井堀委員 答申は全面的にうのみにするといふ考えには私は同調するものではありません。国会は国会の権威において、それを参考に取り入れていくことがわれわれのなすべきことであります。しかし、答申の趣旨に反するようないふことがありまして、あるいはその答申に沿うといふながら、実質的には大事な部分でそれを免れようとするようなことは、最も卑劣な態度といわなければならぬと思ひるのであります。

そういう点で、今お尋ねをいたしました例であります、もちろん言及されておられませんけれども、公明選挙を推進する場合に、選挙事犯に対して制裁を強化せよという主張はきわめて強いものであります。

のとなつて出ておるのであります。それを具体化していくのはわれわれの任務でもあると思ひるので、ちよつとお尋ねしたのであります。

ついでに、もう一つある。たとえば選挙違反の場合に、裁判がかなり長期にわたつて、事実上その制裁は意味をなさぬような結果になつて、百日程裁判というふうな指示も裁判所で行なつておるようでありまして、こういうふうな点は、もちろんこの際考へておくべきではなかつたか。また、選挙違反に対する逃亡や時効の規定などについて、もつと厳格に規定していくべきではなかつたか。あるいは選挙事犯に関する恩赦や特赦などというものは、これはこの法案に書くべきものではないかもしませんが、政策としては考慮を要すべき事柄であるといひますか、こゝういふ点に対する政府の見解をこの際聞いておきたいと思ひます。

神に対するわれわれの態度をきめていく上に大切なことだと思ひますから、具体的なものを二、三あげて総理の御答弁を伺つておきたいと思ひます。

○池田国務大臣 裁判が早く結論を出されることは、私は強く要望し、先ほど来御答弁申し上げてある通りでございます。そして、逃亡その他の関係で時効中断の規定等も、一般と同じやうに今度は相当長くいたしておられますので、御趣旨の点はある程度入れられたと考へております。

○井堀委員 私どもは今後審議する上に、修正するとするならばそういう部分にかなりの声が国民として起こつてくるだらうと思ひまして何つたのであります。

なお次に、金がかからない選挙は世論でありますし、また何人もこれに共鳴しない者はないと思ひるのでございます。そういうことを願ひながら事實は選挙に金がかかる。問題はやはり、政治資金の規正という形で法案は出てきておるのでございますが、この点は隔靴掻痒の感がはなはだしいと思ひます。審議の際に大切なことになつて思ひますから何つておきたいと思ひます。

それは、選挙資金の入手、選挙のために必要とする資金はもろんであります。政治資金の規正を維持していくために必要な経費も、もちろん政党本位の選挙をやる場合における大きなファクターになることは当然だと思ひのであります。こゝういふ意味において、選挙に限らず、やはり党を民主的なものにしていく、政党が近代的なものになるということが私は大前提になつておるべきであります。一方には法律でございし規定を設けると同時に、他方においては政党にもおのずから規正を加える必要が、国民の側からいへばあると思ひます。もちろん政党は民主的にいたすべきことは当然であります。

しかし一方には選挙を争うし、党勢の拡張はやるのでありますから、おのずから国民の見地に立つて規正を加える必要があると思ひるのであります。こゝういふ点については、この選挙法改正の一つの大きな条件として、政党法もしくは公職選挙法の中に政党を規正する規定を入れるべきではなかつたか。その点をこゝらに見送つたのはどういふ理由に基づくかを疑ひますので、一つ何つておきたいと思ひます。

○池田国務大臣 御承知の通り、選挙制度審議会に諮問いたしておるのであります。審議会におきましては今の話の政党法あるいは政治資金規正法等につきましても検討中であるのであります。私はその結果を見まして善処したいと思ひます。

○井堀委員 けつこうであります。それから次に、もう一つ、私はいろいろ政策に関連をいたします点を総理に伺つておきたいと思ひるのであります。それは、公明選挙を推進していくための補強的なものとして最も重要なものは、先ほど申し上げるもののほか、選挙事務並びに選挙管理を最も公正にそして合理的に行なうといふことが前提にならなければならぬので、私はたびたびこの委員会で主張をしてきましたのであります。先日新聞にちよつと出ておりましたが、選挙管理委員会を中央政府はもちろん、地方の首長の権力の外に、すなわち完全に独立をさせるということが一つ。いま一つは、その選挙管理委員会にあまり権力の付随しない、すなわち委託金のよるものをもつとどつさり予算化して、そして選挙管理委員会を強化し、かつ今日のように型ばかりの選挙

管理委員会ではなくて、自主的に選挙の取り締まりに対する意思を正しく強く表明できるぐらいの選挙管理委員会を設けることが、私は絶対の条件になつてきておると思ひるのであります。この点に対する何か御用意があるかどうかを伺つておきたい。

○池田国務大臣 選挙管理委員会に對しましての御意見は、全く同感でございます。われわれは地方自治法を改正いたしました管理委員会の強化をはかつていきたい。そしてまた、委員会のいろいろな行動につきましても、先ほど申し上げましたやうに、昭和三十六年度は前年に比べまして倍以上の予算を組みまして、管理委員会の活動を積極的にやつていくといふ措置をとつておるのであります。今後におきましても、選挙公明化を期するため管理委員会の活用を十分はかつていきたいと存じております。

○井堀委員 時間の都合がありますから、もう一点だけ伺つておきたいと思ひます。それは先ほど御答弁の中にありましたやうに、次に予定されております参議院の選挙はもうのつびきならぬ期日が来ておるとわれわれは見えておるのであります。先ほど来伺つておきますと、まだ答申が行なわれておりませんが、また、重要な部分について改善をすべきものがたくさんあると思ひるのであります。こゝういふものとあわせ考へまして、次の参議院の選挙にこの法案が結論を得ることができないといふことになりまして、参議院は特例を用意しておるかに聞いております。もしこゝういふようなことが一方に

あるといたしますならば、私は審議の上に支障を来たすだけではなく、国民から選挙法に対する国会の取り組み方に対して、政府はもちろんであります。が、われわれ国會議員もその真意のほどを疑われるということが、今後選挙法に対する国民の信頼もしくはその尊厳に対する非常な冒瀆になると思っております。この点は明確にしておくことが必要だと思っております。から、一言総理から答弁を求めておきたいと思っております。

○池田国務大臣 参議院の特例の提案その他のことが話題に上っておりますが、私も新聞紙で見えておるのですが、まだ出ておりません。私はそういう心配をするよりも、この法案を早く通していただく、これが必要なことであると考えております。

○加藤委員長 これをもって内閣総理大臣に対する質疑は終わりました。

次会は公報をもってお知らせいたします。本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十八分散会

昭和三十七年三月十日印刷

昭和三十七年三月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局